

# アウトドア活動拠点施設実施設計委託業務 仕様書

## 1 業務概要

この業務は、以下の設計条件に基づき、アウトドア活動拠点施設の実実施設計（以下「実施設計」という。）を実施し、必要な設計図面等を作成するものである。

## 2 施設概要

(1) 施設名称 石鎚山ハイウェイオアシス館、おあしす市場

(2) 計画地 西条市小松町新屋敷乙 22-29

(3) 施設概要

ア 竣工年月日 平成 11 年 5 月 29 日

イ 規 模 石鎚山ハイウェイオアシス館（おあしす市場〈付属棟〉を含む）

敷地面積 127,280.29 m<sup>2</sup>

建築面積 1,369.73 m<sup>2</sup>

延床面積 3,324.65 m<sup>2</sup>(1階:1,239.05 m<sup>2</sup> 2階:1,143.04 m<sup>2</sup> 3階:942.56 m<sup>2</sup>)

ウ 構 造 【オアシス館】 鉄筋コンクリート造 3階建

【おあしす市場】 鉄筋コンクリート造 1階建

## 3 建築スケジュール案

実施設計完了：平成 30 年 7 月 13 日

建設工事期間：平成 30 年 9 月下旬～平成 31 年 3 月 10 日頃

供用開始：平成 31 年 7 月頃

## 4 整備方針

- ・市域全域及び周辺地域においてアウトドア活動を活性化するための、「石鎚山系の玄関口」となるハブ的拠点施設として改修を行う。
- ・可能な限り改修に係るコスト縮減するため、既存施設・設備を有効活用するとともに、新たに設置するものについても、費用対効果を考慮したものとする。
- ・耐震性については基準を満たしているため、構造体はそのまま使用する。

## 5 整備概要

- ・ビジターセンター機能を有する施設として、情報発信するとともに、アウトドア用品のレンタル、アウトドア体験・講習等が受けられる施設の整備。
- ・ビジターセンター機能と相乗効果を生むアウトドア用品売場の整備
- ・農業都市として、地域の食を伝える市場の整備
- ・アウトドア活動拠点施設としてふさわしく周辺景観に合う外観整備

## 6 一般共通事項

### (1) 適用範囲

この仕様書は、アウトドア活動拠点施設実施設計委託業務に適用する。またこの仕様書に規定のない事項については、業務委託契約書及び、公共建築設計業務委託共通仕様書に定めがあるもののほか、発注者と協議の上決定する。

### (2) 業務の実施条件

- ア 業務は一般業務と追加業務とし、一般業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示 15 号別添一第 1 項 1 号に掲げるものとする。
- イ 業務は、発注者が予定している総延べ面積及び、総工事費を遵守し、設計条件に基づいて実施する。
- ウ 業務の実施に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、基本方針については発注者の指示及び、承諾を受けるものとする。
- エ 業務の実施に立っては、関係法令及び、適用基準等を遵守する。
- オ 設計図書作成に当たっては、建築工事設計図書作成基準（国土交通団人官房官庁営繕部監修）及び、国土交通省建築工事積算基準（国道交通大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。
- カ 設計業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し、承諾を受けること。
- キ 発注者が予定している総工事費と受託者が立案した計画施設から算出した計画施設から算出した総工事費との間に相違がある場合には、計画内容に伴う設計図書等の修正を行うものとする。
- ク 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議する。

### (3) 協議等

- ア 各業務に先立ち現地調査を行い、現状を十分把握する。
- イ 設計作業の実施にあたって外部折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その指示に従い処理する。
- ウ 設計作業の実施に当たって必要となる官公署その他への申請業務は、発注者と協議の上、受託者が行うものとする。

### (4) 打ち合わせ記録簿

発注者、関係官公庁及び、公益事業者等と協議を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度発注者に文書で報告する。用紙は A 4 判とし、コピー 1 部をその都度提出し、最終的にまとめて製本し、1 部提出すること。

### (5) 審査

設計業務が終了したときは、業務完了届を提出すると共に、成果品を提出し、発注者の審査を受けること。

### (6) 軽微な変更

設計条件・設計図書に関しての軽微な変更については、受託者は発注者の指示により作業を進める。この場合設計業務委託契約書の規定にかかわらず「契約金額」及び「履行期間」の変更はないものとする。

### (7) 適用基準

特記なき場合は国土交通大臣官房官庁営繕部監修、制定の下記のものを適用する。

また、全て最新版を適用すること。

(建築)

- ア 建築工事設計図書作成基準
- イ 建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ウ 建築工事標準詳細図
- エ 鉄骨設計標準図
- オ 擁壁設計標準図
- カ 建築設計基準
- キ 構内舗装・排水設計基準
- ク 表示・標識基準
- ケ 建築構造設計基準
- コ 建築非構造部材の耐震設計指針
- サ 官庁施設の総合耐震計画基準

(建築積算)

- ア 建築数量積算基準
- イ 建築工事内訳書標準書式
- ウ 公共建築工事積算基準

(設備)

- ア 建築設備計画基準
- イ 建築設備設計基準
- ウ 建築設備設計計算書作成の手引き
- エ 建築設備耐震設計・施行指針（建設省住宅局建築指導課 1997 判）
- オ 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説
- カ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- キ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ク 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ケ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

(設備積算)

- ア 公共建築工事積算基準
- イ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

(その他)

- ア バリアフリー新法（人にやさしいまちづくり条例）

(8) 特許に関わるもの

材料・工法等で、特許に関わるものを採用しようとする場合は、発注者と協議し、決定する。

(9) 特定の製品名

設計図には、特定の製品名、製造所名を記載するなど、特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。やむを得ない場合は発注者に相談すること。

(10) 特殊な工法等

適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、事前に発注者

と協議し、承諾を受けなければならない。

#### (12) 不当要求行為の排除対策

請負者は、業務に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 暴力団等（暴力団、暴力関係企業等不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求並びに工事妨害その他発注工事等の適切な施工を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届けること。
- イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ウ 請負者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、または不当要求行為による被害を受けた場合は、請負者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

#### (13) 意図伝達

実施設計業者及び工事監理者、西条市の求めに応じて実施設計内容の意図伝達を行うこと。

### 9 設計業務

設計に当たっての業務の概要を示したものであり、業務の実施に当たっては、発注者と打ち合わせの上決定する。

#### (1) 業務内容

##### ア 一般業務

平成 21 年国土交通省告示 15 号別添一第 1 項 1 号に掲げるものとする。

##### イ 追加業務

##### (ア) 積算業務の実施

建築積算（積算数量書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

##### (イ) 透視図（外観）の作成

[種類（カラー彩色）、判の大きさ(A3)、(1)面、額入り、カラー写真(2)部]

##### (ロ) 透視図（内観）の作成

[種類（カラー彩色）、判の大きさ(A3)、(1)面、額入り、カラー写真(2)部]

##### (ハ) 概略工事工程表の作成

##### (ニ) 施設改修に伴い関係官庁に対する必要な手続き業務

（計画通知、省エネルギー計画関係届出、バリアフリー法届出等について、必要性が生じる設計案を計画した場合における手続き）

（消防関係、保健所関係の届出に必要となる申請書に添付する図面等の作成業務）

##### (ホ) 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない、

業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

[業務概要、業務方針報告書、業務工程、業務組織計画（担当技術者名簿及び業務分担表を含む）、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時を含む）、その他]

## （２）業務仕様書

ア 次の時期に発注者と打合せを行う。その際必要に応じて、資料等を作成する。

（ア） 契約直後

（イ） 基本方針策定前

（ウ） 実施設計着手前

（エ） その他打ち合わせを必要とするとき

イ 発注者の指示により、関係法令等に係る関係各行政機関、電力・水道・電話・ガス等の公益事業者、道路管理者等との打ち合わせを実施した場合、報告書を作成の上、発注者に提出する。

ウ 関係各機関との打ち合わせの上、必要な申請図書を作成し、発注者と協議の上、関係各機関に提出する。

また、関係機関との打ち合わせの結果、申請が必要となった図書等についてもこれに準ずる。

エ 設計の進捗に伴い、施設計画に変更が生じた場合には、発注者と協議を行い、その承諾を受ける。

オ 原図用紙

設計図書用の用紙は、受託者が準備する。

## （３）成果品

設計図書作成業務に関する成果品の概要を示したものであり、業務の実施に当たっては、発注者と打合せの上決定する。

ア 建築実施設計図書

工事発注に必要となる図面（市の指示による）

イ 電気設備実施設計図書

工事発注に必要となる図面（市の指示による）

ウ 機械設備実施設計図書

工事発注に必要となる図面（市の指示による）

エ その他

（ア） 9.イの追加業務によって、作成された図書

（イ） その他、監督員の指示する図面、図書

## 10 成果品

### （１）成果品の提出仕様

ア 原図はケースに入れて提出する。またCADデータ（JWcad Ver7.11 で作成）・電子データも併せて提出する。

イ コピーは青写真（白焼付）とし、設計図はのり入れ製本、その他はクロス閉じ製本とする。

ウ 各基本設計図書の成果品は、A4判見開きとし、設計図書はA3判を折込製本とする。

エ 成果品は、原図各1部、コピー各10部提出するものとする。ただし、打ち合わせ記録簿、

成果品写真等は各 1 部の提出でよいものとする。

## 11 留意事項

### ア 業者見積書について

- ・工種順に整理し、見出し(インデックス)をつける。
- ・表紙等、不必要なものはなるべく除き簡略化する。
- ・必ず会社印を押印する。
- ・消費税の有無を明記する。

### イ 成果品の著作権について

本業務で使用した成果品に関しての著作権及び所有権は市に帰属する。

### ウ 秘密の保持について

本業務で知りえた事項については、他に漏らしてはならない。

### エ その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた事項については、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。